

## 保健室から

### 1 学校で体調が悪くなった場合

保健室で休ませて様子をみます。少し休んでも回復しない場合や感染症が疑われる場合は、連絡をしますのでお迎えをお願いします。（一人で下校させることはできません。また、保健室では内服薬を与えるようなことはしません。）



### 2 けがをした場合

簡単な応急手当を行います。もし病院等を受診した方がよさそうな場合は連絡しますので、お迎えをお願いします。（養護教諭が保護者の方と一緒に病院に同行する場合があります。）

緊急時を除いて、保護者の方に連絡がつかないと病院の受診はできません。入学後に配布する「保健調査票」には、携帯やお勤め先など必ず連絡のとれる電話番号を記入して下さい。



### 3. 健康診断について

4～6月に身体測定や学校医による健康診断があります。

健康診断の結果、疾病の疑いや詳しい検査などが必要な場合、「治療のお知らせ」をお渡します。「治療のお知らせ」をお渡しした時には、医師の診察を受け、その結果を学校へお知らせ下さい。

（アレルギー性鼻炎、中耳炎、耳垢塞栓、アトピー性皮膚炎などプールに入ることと悪化する恐れのあるもの、とびひなど他の児童に感染する恐れのあるものは、医師の許可がないとプールに入れません。）



### 4. 管理指導表の提出について

学校で特に配慮が必要な場合は、①か②の書類を医師に記入してもらい、一年ごとに、学校へ提出していただきます。用紙は保健室にありますので、養護教諭または担任にお申し出下さい。（変更がなくても1年ごとの提出が必要です。）

**心疾患（心室中隔欠損術後、川崎病既往等も含む）や腎疾患などがある場合**

→①学校生活管理指導表（体育やプールなど授業に関する制限などについて、医師からの指示を記入してもらう書類）

**食物やぜんそく等のアレルギー疾患をお持ちの場合**

→②アレルギー管理指導表（給食除去やアレルギー発作時の対応などについて、医師からの指示を記入してもらう書類）

### 5. 下着について

保健室ではお子さんが汚したときのために新しい下着を用意してあります。  
もしご利用になった場合は、共同使用を避けるため新しいものをお返し下さい。  
(120センチ前後であれば同じサイズでなくてもいいです。柄が入っている  
ものでも構いません。)

## 6. 学校感染症による出席停止について

下記のような伝染病にかかった場合、お子さんの健康の回復と  
他の児童への感染を防ぐため出席停止となります。登校の際は  
医師の許可が必要になりますので、「治癒証明」(登校許可証)  
に医師から押印をもらい、担任に提出して下さい。



\*出席停止：登校はしませんが、欠席日数としては数えません。

\*登校許可証：担任か保健室にお申し出下さい。

(学校ホームページ等でダウンロードができる予定)

### 学校保健法施行規則により出席停止となる疾患

- ・インフルエンザ
- ・流行性耳下腺炎(おたふく)
- ・水痘(みずぼうそう)
- ・風疹(三日ばしか)
- ・麻疹(はしか)
- ・結核
- ・咽頭結膜熱(プール熱)
- ・マイコプラズマ肺炎
- ・溶連菌感染症
- ・ノロウイルス(感染性胃腸炎)など

## 7. 災害共済給付制度(スポーツ振興センター)の手続きについて \*別紙も参照

スポーツ振興センターとは、学校や登下校中に災害(けが)が発生した時に  
災害共済給付(医療費給付等)を行う、国・学校の設置者・保護者の三者負担  
による互助共済制度です。新宿区の場合、保護者の掛け金は区が負担していま  
す。

教育活動中や登下校中にけがをして、病院を受診した場合、手続きをすること  
で医療費の4割が給付されます。(Ⓢ医療証を併用した場合は1割給付)

そのけがについての治療費のみ、発生から10年間で給付の対象となります。

# 給食費について

## 1 平成28年度の給食費

1・2年生	1食単価×実食数	247円	
3・4年生	1食単価×実食数	263円	
5・6年生	1食単価×実食数	278円	(H27年度現在)

## 2 ゆうちよ銀行（北新宿三郵便局が集約）の口座作成による自動振替を行っています。

- ・詳細は裏面をご覧ください。

## 3 給食費の振替日は、毎月4日と19日です。

(ただし休日祝日の場合は翌営業日となります。詳細は後日お知らせします。)

- ・月2回の口座振替制です。第1回目が未納の場合、第2回目の振替に間に合うように預金していただきます。それでも残高不足で未納の場合は、学校よりお知らせが行きますので、翌月の給食費に上乗せして徴収します。
- ・未納のままにしておかないでください。事情がある場合は、必ず学校へ連絡をお願いいたします。
- ・振替手数料は10円です。

## 4 病気等による欠席の場合

### ○欠席期間を事前に届出した場合

\*あらかじめ欠席期間が明確にわかり、その期間が5日以上（給食日数）である場合は、担任にすぐにお知らせください。欠席3日目から返還します。

給食日数－2日＝不食日数

不食日数×1食単価＝返還金額（◎出席停止の場合も、これに準じます。）

### ○欠席を事前に届出しない場合……………返還しません。

## 5 その他

- ・新1年生の場合、4月の給食の開始日は、13日（水）です。在校生より少し遅れて開始しますので、給食ナフキン等の準備をよろしくお願いいたします。
- ・就学援助を希望される方も口座を開設します。就学援助の決定は例年6月頃ですのでそれまでは給食費を一時納入していただきます。後日、認定者には返金いたします。返金は振り込みで行います。その際手数料が30円かかりますが、ご了承ください。

新 1 年生保護者様

平成 28 年 2 月 12 日

新宿区立淀橋第四小学校

校 長 権田 伸子

### 給食費自動振替手続き（保護者事前準備）のお願い

本校では、給食費の引き落とし業務をゆうちょ銀行に託します。ゆうちょ銀行の通帳をお持ちでない方は、最寄りのゆうちょ銀行口座の開設をお願い致します。

本日は、保護者の方に「自動払込用申込書」を配布いたします。用紙は、3 枚複写になっております。指定の場所に記入されたら、平成 27 年 4 月 6 日（水）の入学式の日に持参し提出をお願いいたします。

- \*ゆうちょ銀行の記号・番号を書くこと。振り込み番号と間違えないで下さい。
- \*ゆうちょ銀行の口座であればお子様の口座から引き落としも可能です。
- \*三枚目に「お客様控え」とありますが、三枚とも全部の提出をお願い致します。
- \*外国氏名で、お届け印のところも自筆サインの方は、お名前を確認させていただくため通帳のコピーも提出をお願い致します。（手続きが終わりましたらコピーは必ずお返しいたします。）お手数をおかけいたします。

#### 《自動払込利用申込書の書き方》

- ① 通帳の記号番号を記入してください。  
番号は右づめとし、8 桁に満たないときは、頭に「0」をつけてください。
- ② 通帳名義人の氏名・住所を記入し、通帳と同じ印鑑を 1・2 枚目に押しつけてください。
- ③ 備考欄に児童名を記入してください。